(3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

(4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(以下「金属くず等」という。)のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1) イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2) 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

(3) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

(4) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

(5) 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(1)に掲げるものを除く。)

五　申請年月日　平成二十九年十一月二日

六　縦覧場所

イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ロ　中国四国地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　中国四国地方環境事務所高松事務所廃棄物・リサイクル対策課

ニ　愛媛県県民環境部循環型社会推進課

ホ　東温市市民福祉部環境保全課

ヘ　西条市市民環境部環境衛生課

○防衛省告示第一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年一月十三日から同月十五日(予備、同月十六日)までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア) 北緯三一度四七分一二秒

(イ) 北緯三二度二〇分一二秒

(ウ) 東経一二八度四五分五二秒

(エ) 東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年一月十五日から同月十八日(予備、同月十九日から同月二十二日)までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ) 北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ) 北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ) 北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年一月十五日から同月十八日(予備、同月十九日から同月二十二日)までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年一月十七日及び同月十八日(予備、同月十九日)までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の北緯二四度二八分一五秒、東経一三一度一〇分五二秒の地点を中心とする半径五海里の区域

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年一月十七日から同月二十一日(予備、同月二十二日)までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ) 北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ) 北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ) 北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ) 北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ) 北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月五日　防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年一月十九日から同月二十一日(予備、同月二十二日)までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア) 北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ) 北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ) 北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ) 北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒